

1. 会合名	公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ（第2回）
2. 日時	平成25年10月23日（水）午後4時00分～午後4時45分
3. 議案	1. 新日銀ネット稼動開始に伴う国債RTGSガイドライン等の一部改正について 2. 新日銀ネット稼動時の過渡期の対応等について
4. 主な内容	<p>1. 新日銀ネット稼動開始に伴う国債RTGSガイドライン等の一部改正について 主査より、新日銀ネット稼動開始に伴う国債RTGSガイドライン等の一部改正について、資料1から資料8に基づき説明が行われた。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以前示されたスケジュールどおり、新ガイドラインは12月上旬頃に公表予定ということではよいか。（委員等）</li> </ul> <p>⇒ その予定である。今後、本ワーキング・グループの上位会議体である公社債分科会での審議を経た後、11月1日から11月18日にかけてパブリック・コメントを実施する。その後、12月上旬に公社債分科会での審議、自主規制会議への報告を行い、新ガイドラインを公表する予定である。（事務局）</p> <p>2. 新日銀ネット稼動時の過渡期の対応等について 主査より、新日銀ネット稼動時の過渡期の対応等について、資料9に基づき説明が行われた。</p> <p>（主な意見等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資料9の「翌営業日の国債ネットティング照合について」において、「案2が妥当か？」とされている理由を伺いたい。（委員等）</li> </ul> <p>⇒ その記載は事務局の考えではなく、寄せられた意見をそのまま掲載したものであるので御注意いただきたい。（事務局）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過渡期対応の今後の進め方について教えてほしい。（委員等）</li> </ul> <p>⇒ 過渡期の対応等については、検討事項が多く出てくれば、会合を開いて検討することも考えられるが、現段階ではあまり検討事項が挙がっていないため、過渡期の対応等について、今すぐ、本ワーキング・グループで方向性を決めていくことは考えていない。また、公社債の税制変更の際にも、別途検討すべき項があると考えられるため、もう少し時間を置いてから、改めて議論する場を設けることとしたい。ただし、システム対応で、早期に検討が必要な事項があれば、事務局に意見を寄せていただきたい。（主査）</p> <p>事務局より、本会合終了後、国債RTGSガイドラインの改正案等について意見照会を行うこととした。</p>

	以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	公社債・金融商品部（03-3667-8456）